

### 中部国際空港P I 推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、中部国際空港P I 推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、中部国際空港の滑走路増設について、中部国際空港株式会社と関係地方公共団体及び経済団体が連携したパブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）の円滑かつ効率的な実施に資することを目的とする。

(検討・調整事項)

第3条 協議会は、中部国際空港の滑走路増設について、次の事項の検討及び調整を行う。

- (1) P I 実施計画に関する事
- (2) P I レポートに関する事
- (3) P I 実施期間中のP I 活動に関する事
- (4) P I 実施結果に関する事
- (5) その他、P I の実施に必要と認められる事

(構成及び運営)

第4条 協議会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 中部国際空港株式会社 代表取締役副社長
- (2) 愛知県 都市・交通局長
- (3) 岐阜県 都市公園整備局長
- (4) 三重県 地域連携部長
- (5) 名古屋市 総務局企画調整監
- (6) 常滑市 副市長
- (7) 名古屋商工会議所 専務理事
- (8) 一般社団法人中部経済連合会 専務理事

2 協議会には会長を置き、中部国際空港株式会社代表取締役副社長の職にある者を充てる。

3 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

4 協議会には、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。

(公開)

第5条 協議会は、公開とすることが適切ではない情報を除き、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、中部国際空港株式会社地域共生部及び施設企画部とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行する。